

平成24年東京都内建設工事死亡災害事例

建設業労働災害防止協会東京支部

No.	月	業種	職種	年齢	経験	発生状況	事故の型	起因物
1	2月	建築工事業	技術者	30歳代	15年以上 20年未満	建築物改修工事現場において、元請会社の現場管理員である被災者が、敷地内のトイレで倒れているのを発見された。心臓疾患であった。発症前1か月間に100時間を超える時間外労働があった。	その他	起因物なし
2	2月	建築工事業	作業員・ 技能者	60歳代	5年以上 10年未満	鉄筋コンクリート造家屋建築工事の現場において、被災者は、地下1階で作業を行うため、1階開口部に設置された移動はしごを使用して降りようとしたところ、地下1階床まで約2.7m墜落したものと推定される。	墜落、転落	はしご等
3	2月	土木工事業	作業員・ 技能者	40歳代	20年以上 25年未満	道路上の標示の貼付工事において、被災者ら2名で作業していたところ、作業場所から約55m離れた坂道（作業場所に向かって下り）に被災者らが作業場向きに駐車させた工事用車両が、動き出して坂道を下ってきた。作業員2名で車両の正面から止めようとしたが止められず、その際、被災者とその車両にひかれた。	はさまれ、 巻き込まれ	トラック
4	2月	建築工事業	とび工	20歳代	1年以上 5年未満	ビル解体工事において、3階部分の壁を解体するため、1台のコンクリート圧砕機で柱の上部を挟み、内側へ倒そうとしたところ、圧砕機が柱から外れ、その反動で3階の壁及び床の一部が外側に倒壊した。被災者は、解体した足場を片付けるために2階にいたが、倒れてきた壁の下敷きになった。作業計画では、圧砕機2台で作業することになっていた。	崩壊、倒壊	その他の建設用機械
5	2月	土木工事業	土工	20歳代	1年以上 5年未満	下水道管取替工事において、ドラグ・ショベルで道路を溝状に掘削し、約3m掘り下げた。手元作業員（補助作業員）である被災者が溝内に降りて、下水管の状態確認作業を行っていたとき、掘削側面が肌落ちし、被災者が生き埋めとなった。	崩壊、倒壊	地山、岩石
6	3月	建築工事業	左官	50歳代	35年以上 40年未満	鉄筋コンクリート造家屋新築工事において、被災者は建物内でグレーチング（格子状のふた）付け及び墨出し作業を行っていたが、何らかの理由で屋上に上がり、約9m下へ墜落した。	墜落、転落	建築物、構築物
7	3月	土木工事業	土工	70歳代	40年以上	下水管及び汚水管の敷設工事において、掘削用建設機械を用いて幅約1.4m、深さ約2.5mの溝状の穴を掘削した。その後、被災者が床づけ作業（ならし作業）を行うために掘削底に立ち入ったところ、側面が崩落して埋もれた。	崩壊、倒壊	地山、岩石
8	3月	建築工事業	とび工	60歳代	40年以上	木造2階建て住宅の解体工事において、被災者は、飛散防止のためのネットを取付ける骨組みを、鋼管で3層の格子状に組立てる作業を行っていたところ、地面に墜落した。2層目の鋼管（高さ約3.7m）の上に乗って、3層目の鋼管を取付けようとしていたものと推定される。	墜落、転落	その他の仮設物、建築物、構築物等
9	3月	建築工事業	とび工	30歳代	15年以上 20年未満	7階建て建築物の改修工事において、足場組立のために現場へ来ていた被災者は、屋上の作業予定のない個所で、何らかの理由で手すりを乗り越え、地上まで約2.1m墜落した。	墜落、転落	建築物、構築物
10	4月	建築工事業	屋根ふき工	50歳代	10年以上 15年未満	被災者は、スレート屋根のふき替え作業を行っていたところ、採光のために屋根に設けられた強化プラスチック部分から、約8m墜落した。	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌

No.	月	業種	職種	年齢	経験	発 生 状 況	事故の型	起 因 物
11	4月	土木工事業	土工	10歳代	1年未満	鉄道の橋に防風柵を新設するため、橋桁につり足場を設置する作業が行われていた。被災者は、つりわくの間に仮設置した作業床の上で、その作業床を本固定しようとしていたところ、作業床が脱落して約1.2m墜落した。	墜落、転落	足場
12	4月	土木工事業	とび工	30歳代	10年以上 15年未満	つり足場の解体作業において、被災者は、朝顔パネルを取り外すための玉掛けをしようとして、足場作業床から朝顔パネルに立てかけたはしごに乗ったところ、朝顔パネルの控え（単管）を足場床材と固定していたクランプから控えが抜けて朝顔パネルが外側に転倒し、被災者は道路へ約8m墜落した。	墜落、転落	足場
13	4月	建築工事業	防水工	40歳代	5年以上 10年未満	鉄筋造3階建ての建築物の屋上防水工事において、被災者は、トイレに行こうとして、建物の壁面に沿って足場部材で組み立てられた構造物（資材の上げ降ろしに使用するもの）を伝って下りようとしたところ、足を踏み外して高さ約8.2mのところから墜落した。	墜落、転落	その他の仮設物、建築物等
14	5月	その他の建設業	防水工	30歳代	1年以上 5年未満	3階建てマンションの屋上防水工事現場において、同建物の屋上で防水シート貼の作業を行っていた被災者が、高さ約30cmのパラペットを超えて、約10m下のコンクリート地面に墜落したものの。	墜落、転落	その他の仮設物、建築物、構築物等
15	5月	木造家屋建築工事業	屋根ふき工	60歳代	50年以上	2階建て建物の屋根瓦の葺き替え工事において、被災者がはしごを使用して建物屋根に上がろうとしていたところ、はしごから墜落して死亡したものの。（はしごの8段目（高さ約2.5m）に足を掛けていた状態から墜落したものと推測される。）	墜落、転落	はしご等
16	5月	建築工事業	事務員	30歳代	1年以上 5年未満	業務終了後、帰宅のため2階事務所の出入口から外部階段に通じる踊場に出ようとしたところ、雨で濡れていたために転倒し、病院にて療養中であったが頸髄損傷により死亡したものの。	転倒	通路
17	6月	設備工事業	配管工	30歳代	10年以上 15年未満	新築工事中マンション（13階建て）で、エアコン室内機の取り付け作業を行っていた被災者が、エアコン室外機を運搬中に躯体7階ベランダ部分から墜落したものの。	墜落、転落	建築物、構築物
18	7月	その他の建設工事業	作業員	60歳代	30年以上 35年未満	墓地墓石工事現場において、被災者は墓石の設置作業を行うため、移動式クレーン（車両積載型2.63トン）を操作していた際に、吊り荷の墓石（180キログラム）が被災者の頭上に落下して死亡したものの。	飛来・落下	移動式クレーン
19	8月	建築工事業	塗装工	50歳代	1年以上 5年未満	マンション新築工事において、付随する立体駐車場の15段目のパレット上で、鉄骨ボルト部分にさび止め塗装をする作業を2名で行っていた際に、1名が別な作業員を迎えに行くため昇降設備に乗り降りし再び上昇したところ、被災者が15段目のパレット上でカウンターウエイトの防護カバーにもたれ掛って倒れていたのを発見したものの。	はさまれ・巻き込まれ	エレベーター
20	8月	木造家屋建築工事業	解体工	70歳代	30年以上 35年未満	木造2階建て住宅の解体工事において、解体した木材を積んだ4トントラック荷台上で、ロープ掛け作業を行っていた被災者が、荷台上から道路面まで2.8mの高さを墜落したものの。	墜落、転落	トラック

No	月	業種	職種	年齢	経験	発生状況	事故の型	起因物
21	8月	その他の建設業	解体工	20歳代	1年以上 5年未満	テナントビル解体工事において、被災者は、躯体塔屋解体後の屋上床(8階)にて、エレベーターシャフトの開口(90×105cm)から、解体ガラを投下する作業に従事していたところ、当該開口部から25.6m下の解体ガラ上(1階床下レベル)まで墜落したものの。	墜落、転落	開口部
22	8月	その他の建設工事業	その他の作業員	40歳代	1年以上 5年未満	4階建て建築物の屋上(高さ約15m)において、ヘリサイン(救援ヘリコプターの目印)のライン引きのための下書の計測作業を2名で行っていたところ、メジャー片端を持ってパラペット際に移動した作業員が、建物端部より墜落したものの。	墜落、転落	建築物、構築物
23	9月	建築工事業	とび工	50歳代	30年以上 35年未満	マンション外壁改修のため単管一側ブラケット足場の昇降設備として、単管を組み合わせたはしごを足場に設置する作業中、はしごの踏さん(直交クランプで建地を緊結)の片方が外れ、そこに足をかけていた被災者が約6メートル墜落したものの。	墜落、転落	足場
24	11月	電気通信工事業	電工	30歳代	1年以上 5年未満	工事現場から翌日の作業準備等のため高所作業車で会社に戻るため、中央自動車道を走行中に後輪がスリップしてガードレールに衝突後、横転したものの。	交通事故 (道路)	その他の乗物
25	12月	その他の建築工事業	作業員	30歳代	10年以上 15年未満	5階建マンションの階段室1階(共用内部階段)において、当該箇所の塗装作業を請負っていた塗装会社の労働者が床に倒れているところを発見された。その後死亡が確認され、検死の結果、一酸化炭素中毒の所見であったもの。 被災者は発見された日の前日及び発見された日の当日は単独作業で、階段壁に模様をつける作業を行っていた。被災者が倒れていた箇所には、燃料が空となったエンジン式コンプレッサーが置かれていた。	有害物との接触	有害物
26	12月	トンネル建設工事業	とび工	60歳代	25年以上 30年未満	シールド工事に到達立坑内に設置してあるステージと通路の解体及び取り合い部分の昇降用足場2段を解体する作業を、被災者を含む4名の専工が行っていた。ステージと通路の解体材であるクランプを土嚢袋へ集積する作業を一人で足場上でかがみこんだ姿勢で行っていた際、前のめりで前転するような姿勢で12m下へ墜落したものの。この際、被災者は安全帯を装着していたが、未使用であった。	墜落、転落	通路